

円高対応緊急ファシリティ実施要領骨子
(産業革新機構との連携)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合であって、JBIC が産業革新機構と連携を行うとともに、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。
 - ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
 - ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
 - ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
3. 通貨：米ドル。ユーロについては個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の 6 割以下
5. 適用金利：LIBOR ベースの変動金利。個別に決定（外国為替資金特別会計からの借入コストに与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ）
6. 融資承諾期限：平成 25 年 3 月末
7. 貸出実行期限：融資承諾日より 2 年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上